

北部九州河川利用協会事業評価・支援委員会規則

第1条 この委員会は、「北部九州河川利用協会事業評価・支援委員会」（以下、「委員会」という）という。

（目的）

第2条 この委員会は、一般社団法人北部九州河川利用協会（以下「協会」という。）が行う事業について、事業運営の透明性の確保や適正化など事業を推進する上での必要な事項について審議するとともに、協会活動について持続的に社会的評価が高まるよう、中・長期的な視点から指導助言を行う機関とする。

（開催）

第3条 委員会の開催は、5月と12月の協会の理事会開催前に行う。
但し、委員長が特に必要と認めた時は臨時に開催することができる。

（会務）

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 協会事業の運営全般についての評価・支援に関する事項
- (2) 基金事業ほか、公益事業の計画・推進・運営に関する事項
- (3) 基金募集事業の方針・採択・評価に関する事項
- (4) 協会理事会への報告
- (5) その他

（構成メンバー）

第5条 委員会は、協会の会員以外からなる学識者、専門家などで構成する。

- 2 委員の委嘱は、理事長が行う。
- 3 任期は、2年とする。

（手当の支給）

第6条 委員には、委員会並びに協会の活動に参加した場合、所定の手当を支給する。

（事務局）

第7条 事務局は、審議に必要な資料をとりまとめ、当委員会に諮るものとする。

- 2 委員会の事務局を協会に置く。

附 則

1 この規則は、「北部九州河川利用基金運営委員会規則」及び「北部九州河川利用協会事業評価委員会規則」を廃止し、令和6年5月1日から施行する。